

理由書

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「整開保」という。）並びに「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」及び「防災街区整備方針」（以下「三方針」という。）は、個別の都市計画の上位計画に位置する都市計画です。

整開保は、昭和45年の当初決定以来、これまで7回の改定を行っており、6回目までは神奈川県が改定してきましたが、都市計画法の改正により整開保及び三方針の都市計画決定権限が横浜市に移譲されたことを受けて、平成30年3月に横浜市が7回目の改定を行いました。

これ以降、生産年齢人口の減少や超高齢社会の一層の進展などによる人口構造の変化、気候変動に伴う災害リスクの増大、脱炭素社会の実現や生物多様性の保全等に対する社会的要請の高まりなどに加え、鉄道や高速道路等の整備による広域的な都市構造の変化など、横浜市を取り巻く都市環境も大きく変わってきています。

その中で、横浜市が持続可能な都市として継続的に成長・発展していくためには、これまでに整備してきた市街地を使いこなし、アップデートする取組とともに、都市インフラの整備効果を最大限発揮できる新たな都市づくりを両輪で進めることにより、都市環境の変化に対応し、国内外の人や企業から選ばれる魅力的な都市であり続けることが必要です。

こうした状況を踏まえ、防災街区整備方針について、老朽建築物の解体や耐火性の高い建築物への建替え促進、延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路の整備や沿道の不燃化の推進、公園や広場、防火水槽の整備、狭あい道路拡幅整備の促進等の地震火災対策を効果的に進めるとともに、日常からの取組が災害時にも生きるまちづくりの視点も取り入れて、燃えにくく、住みやすいまちの実現を目指し、本案のとおり変更します。